

京都市訓令甲第 7 号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

第 2 条第 6 号中オを削り、カをオとし、キをカとし、クをキとし、同条第 7 号中「、看護短期大学」を削る。

第 6 条第 2 項中「人材活性化政策監」を「人材育成政策監」に改める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)